

「老練な中国通の人びと」の帝国―香港上海銀行の創業をめぐる(一八六四―六七年)―

川村 朋 貴

はじめに

フランス人小説家ジュール・ヴェルヌの代表的作品に、『八十日間世界一周』(一八七三年刊行)という冒険小説がある。その物語において、主人公フィリアス・フォッグが、イタリアのプリンデエージからスエズ運河を通ってボンベイに向かうのに利用した客船モンゴリア号、さらにカルカタから香港まで利用した客船ラングーン号は、P & O 汽船会社が所有する蒸気船という設定である。P & O 汽船会社 Peninsular and Oriental Steam Navigation Companyとは、もともと地中海・アジア方面の政府郵便事業に従事するために、一八四〇年に国王特許状を取得したロンドンの大船舶会社である。香港にはすでに一八四五年にその航路が拡張されている。さらに『八十日間世界一周』の登場人物で興味深いのが、ボンベイからフォッグの旅に加わったアウダ夫人である。彼女はボンベイのパールシー家系出身で、フォッグとともに香港で商業を営む親戚を訪ねるのである。この物語で言及されるP & O 汽船会社や香港のパールシー商人こそ、本稿で注目する香港上海銀行 Hong Kong and Shanghai Banking Corporationの創設(一八六五年)を主導した設立発起人であった。香港と上海に足場を置いた香港上海銀行が、有名なジャーディン・マセソン商会 Jardine, Matheson & Co.(一八三三年創業。以下J・M商会と略記)と並んで、東アジア世界におけるイギリス帝国のプ

レゼンス(存在)を体現していたことはよく知られている。

第一次アヘン戦争(一八三九―四二年)の結果、イギリスと中国の間で締結された南京条約(一八四二年)は、後者に不平等な通商条約であった。これにより、香港島の割譲をはじめ、広州・福州・廈門・寧波・上海の開港、賠償金、特許商人(公行)制度の廃止、さらに翌年に制定された五港通商章程や虎門寨追加条約では、領事裁判権、最恵国待遇條款、関税などが取り決められた。これ以降、イギリス政府は香港を東アジアの外交や軍事の拠点として、さらには東南アジアのシンガポールのような、外国貨物への関税が免除された中継貿易港、すなわち「自由港」として建設した。こうして、イギリス商人たちは香港を中心にして対中国貿易の基礎を築いていくようになった。とりわけJ・M商会は、ペルコヴィッツの言葉を借りれば、イギリスの中国外交政策に少なからず影響を与える「老練な中国通の人びと Old China Hands」²⁾の象徴に成長していきなのである。それでは、香港上海銀行はどのような状況のなかで、そしてどのような理由によって創設されたのであろうか。

現在われわれは、J・M商会、とりわけその創設過程と初期活動に関する多くの研究成果を享受することに恵まれている。³⁾古典的なものとして、たとえばグリーンベルグの研究がある。彼は、中国のイギリス私商人たちの諸活動の後ろ盾となったのが、ロンドン商会とも親密なビジネス・ネットワークを維持した在インドの有力代理商群であったことを明

らかにした。^④一八一三年と一八三三年の東インド会社の貿易独占廃止、一八三九年のアヘン戦争と同様に、J・M商会の創設（一八三二年）も、まさに在インド代理商の勢力拡大のなかで捉えられなければならないというのである。香港上海銀行に關しても、モリス・コリスの一〇〇年史やフランク・キングの四部作など、われわれは貴重な研究成果を手にすることができるようになった。近年では、銀行全体の資金構造（二〇世紀初頭）を明らかにした西村閑也と安富歩の諸成果は非常に有益である。^⑤しかしながら、J・M商会の一九世紀史と比べて、香港上海銀行のそれに関する研究は決して十分であるとはいえず、加えてその起源や初期活動に關しては極めて概略的な内容にとどまっている。^⑥そうした限界性は、次の二つのアプローチ方法で打開できるように思われる。

最も有効な議論の一つに、濱下武志や杉原薫らによって提唱される「アジア間貿易」論がある。濱下によると、香港上海銀行は、ロンドンでのアジア金融の確立と同時に、アジア内の地域間貿易の金融に資することを目的としたがゆえに、その支店政策が「現地に歴史的に蓄積された華人商人ネットワークあるいはインド商人ネットワークに依拠しながら、その交易ネットワーク、送金ネットワークに参加し、そこに大量の資金を投入することによって活動網を広げていく」という形をとっていたとされる。^⑦他方、杉原は、華僑や印僑のようなアジア人商人の活動が、「アジア通商網への欧米商人の進出の余地を全体として狭めるとともに、香港上海銀行のような欧米系銀行の活動形態にも影響を与え、地域間貿易のレベルでの東アジア圏と東南・南アジア圏との連携を強めた」ことを指摘する。^⑧石井摩耶子が提案するように、「いま必要なことは、ヨーロッパ史、とりわけイギリス史の研究者が、東アジアにおけるイギリス資本の具体的活動について研究をふかめること」である。^⑨この提案を考慮するならば、イギリス近代史のみならず、経営史・銀行史の研究者も、

もつとアジア近代史研究の諸成果に關心を払わなければならないであろう。

もう一つの打開策は、イギリスの経済と政治、ビジネスと政府、あるいは海外企業と海外帝国との相互作用に關する諸研究により關心を払うことである。この部分は、アジア経済史というよりもイギリス帝国史のお家芸である。その最も斬新な切り口を提示するのが、ピーター・ケインとトニー・ホプキンズの「ジェントルマン資本主義」論であろう。^⑩彼らの研究によると、中国の海外貿易への金融や政府借款を引き受けることでイギリス非公式帝国の形成に大きく貢献する香港上海銀行は、グローバル経済を支配するロンドン・シティを起点とするジェントルマン資本主義のアジア型を体現していた。したがって、「同行には決してイギリス産業に奉仕する、あるいはイギリス産業を優遇する意図」はなく、それゆえに、ロンドン支店を通してシティの「非常に有力な」銀行家たちやウエストミンスターの政治家・官僚たちと緊密な關係を保つことにあくまでも努めたというのである。^⑪

とはいえ、「ジェントルマン資本主義」論はその概念の一般化を強調しすぎる反面、個々の企業や企業家（個人あるいは集団）の多種多様な経験を軽視・無視しがちになるという問題を抱える。フォーブス・マンローは、スコットランド商人の研究を通して植民地ビジネスマンの特徴と「ジェントルマン資本家との微妙なズレを指摘し、「ジェントルマン資本主義」論の安易な適用に警告を發している。^⑫さらにマンローは、貿易・輸送・金融に關わる政府と実業界との相互作用の重要な場として、（同一または異なる）帝国の周辺部間關係に注目し、中心部または周辺部の力学のどちらかに偏る伝統的なイギリス帝国主義論にも疑問を呈する。他方、近年では、帝国各地に移民したイギリス人たちの形成した植民地社会、そこで彼らが創造した文化、そして彼らの意識・アイデンティテ

イーを分析対象の中心におく「イギリス的世界」の研究が盛んである。^⑬ ピーター・マーシャルは、ケインとホプキンスの共同研究を批判し、イギリス植民地社会に関する研究が帝国中心部から引き起こされた海外拡張運動の一部として行なわれ、現状ではいまだイギリス自体の社会史の延長にすぎない水準にとどまっていることを嘆く。マーシャルは、インドのイギリス人社会の実情を事例にして、本国社会内部からいかなる影響を受けようとも、英領インドなるものがあくまでもインドという世界で建設されたと主張する。^⑭ ただしその関心は、主としてカナダやオーストラリアといった白人定住植民地に集中しているのが現状で、イギリス人移民の数が相対的に少なかったアジア・アフリカに十分に向けられているとはいえない。

かくして、本研究では、アジア近代史やイギリス帝国史の研究成果を銀行・経営史のそれに融合させながら、香港上海銀行の創設過程を描いていく。その結果として、アジア世界におけるイギリス帝国の重層構造と周辺部間相互作用が浮かび上がってくるであろう。

第一章 Bank of Chinaの設設計画（ボンベイ）

一八五六年一〇月、イギリス人を船長とするアロー号が広州市珠江に停泊中に、その中国人船員のほとんどが海賊の疑いで中国官憲に拉致された。これが有名なアロー号事件であり、天津条約（一八五八年）と北京条約（一八六〇年）の締結まで続く第二次アヘン戦争（いわゆるアロー戦争）の発端とされている。天津条約によって、開港場の増加、揚子江の開放、外交使節の北京駐在、内地旅行、賠償金支払い、領事裁判権の整備、キリスト教の公認、そして何よりイギリス側の念願であったアヘン貿易の合法化が英中両政府の間で取り決められた。北京条約では、香

港島に近接する九龍半島の一部のイギリスへの割譲が決定された。さらに同じ時期、イギリスは日本との不平等条約の締結にも成功し、その開港を実現した。香港上海銀行の創設が計画されたのは、まさにこのような時代であった。

ところが、一八六四年五月、ある一つのニュースが香港に伝えられた。それは、香港に本店をおく「Bank of China」なる株式銀行の設立が、英領インドのボンベイで計画されているというニュースであった。当時の香港で支店を開設していたイギリス系銀行は、オリエンタル銀行、マーカーンタイル銀行、チャータード銀行、コマーシャル銀行、アグラ銀行、ヒンドスタン銀行の五行であった。これらはほぼ例外なく、外国貿易金融に関わるあらゆる銀行業を生業としていた。ヒンドスタン銀行を除く諸銀行は独自にその銀行券を発行していたが、その理由は、銀行券の発行が「利益」と「威厳」の重要な要素として一般的に考えられていたからであった。そして香港には、イギリス本国や英領インドのような株式銀行の設立や銀行券の発行を規制する法律はなく、銀行業に関して事実上の自由放任という有利な状況があった。^⑮

ここで注目したいのは、上記五行が本店をロンドンにおきながらもインドを営業拠点にした「アングロ・インディアン」銀行であったという点である。オリエンタル銀行（一八四二年創業）、コマーシャル銀行（一八四五年創業）、マーカーンタイル銀行（一八五四年創業）はそもそもボンベイから出発し、特に前者二行はすでに一八四〇年代半ばには香港に支店を設けた老舗銀行であったといえる。オリエンタル銀行やコマーシャル銀行の設立には、その当時においてボンベイの対中国貿易を支配したパルシー系大商人が関わっていたこともあり、常に東アジアへの関心が高かったといえよう。^⑯ 中国貿易への関心の高さは、五行のなかで設立時期が最も古いアグラ銀行（一八三三年創業）にもいえることであろう。

インド発ではないが、ロンドンで設立されたチャータード銀行（一八五三年創業）とヒンドスタン銀行（一八六二年創業）も、その当初から香港に支店を開設していた。特にチャータード銀行の場合、「主としてオーストラリア植民地とインド・中国・東洋諸群島・その他地域との広範かつ膨張しつつある貿易に対して、合法的銀行活動の諸便宜を拡張」し、「英領インド・中国・オーストラリアそれぞれとイギリスとの直接貿易に対して、現在では不十分にしか提供されていない銀行の便宜を拡張する」ことを目的とすると、その設立趣意書のなかで謳われていた。こうして、「アングロ・インディアン」銀行群のビジネス範囲は、インドのほかにも、東南アジア、中国、日本、オーストラリアの大貿易港を連結するように広げられていったのである。¹⁷⁾

とはいえ、Bank of China問題を考える場合、その本店が置かれる香港の状況と同時に、一八六〇年代前半、とりわけ一八六四年におけるボンベイ特有の商業的状況にも注目しなければならない。カルカッタは英領インドの政治的・商業的中心であったことはよく知られるが、ボンベイも一大商業拠点という点ではカルカッタに匹敵する。ボンベイ港の商業的重要性は特に一八五〇年代から高まり、一八五九年にはそこからの商品輸出総額はカルカッタのそれを上回った。そして、一八六一年四月にアメリカ南北戦争の勃発とともに、アメリカ南部からランカシャー綿工場への綿花供給の中断によって、イギリス綿業利害の熱い視線がインド、とりわけボンベイ管区で生産される原綿に注がれるようになった。その結果、ボンベイ綿花の販売価格は短期間で前例のない水準にまで暴騰し、ボンベイはコットン熱で大いににぎわった。こうして創出された巨万の富が、ボンベイで発起される株式会社への過剰投機を生み出したのである。これがいわゆるボンベイの株式熱であった。

一八六一年―六二年の間には、ボンベイで登記された新株式会社はわ

ずか九社にすぎなかったが、一八六三年になって南北戦争の長期化のうわさが広まると、新会社の株式への過剰投機の兆候が見え始めた。一八六一年―六五年の間に五一の新会社がボンベイで登記されたが、そのほとんどは一八六三年―六五年に設立されている。しかも後者の時期においては、銀行、投資会社、土地開発会社が大半を占め、それらの設立もおおよそ次のような一連の流れにそって進められた。投資会社が発起するときは、銀行が投資会社の株式への前貸しを行なってその投機の促進を支援し、そして投資会社は土地開発会社を立ち上げ、その莫大な利益を銀行とともに吸い上げる。こうした具合に、ボンベイの過剰投機は、事實上、会社株と都市開発計画に群がる金融機関によって促進されていたのである。¹⁸⁾

その代表例として、一八六四年五月に設立された投資会社 Financial Association of India and China (いわゆるOld Financial) の Bombay Reclamation Company (別名 Back Bay Reclamation Company) と同じ土地開発会社が挙げられる。特に興味深いのは、両者の設立発起人の顔ぶれである。Old Financial は Andrew Grant (Campbell, Mitchell & Co.)、Richard Willis (Forbes & Co.)、A. F. Wallace (Wallace & Co.)、John L. Scott (Finlay, Scott & Co.)、Samuel L. Acland (solicitor)、Elias David Sassoon (E. D. Sassoon & Co.)、そしてパールシー商人の Cowasjee Jehangier Readymoney というボンベイの有力商人たちであった。この投資会社は、貿易業以外であれば短期・長期を問わず、ほとんどすべての事業に融資するように計画されたが、そのなかでも特に土地開発計画を重要視した。そうして登場したのが前述の Back Bay Reclamation Company であり、しかもそれはボンベイ政庁の奨励を受けて設立されたのである。その発起人たちは Old Financial の発起人でもある Cowasjee Jehangier を中心に Michael H. Scott (Richie Stewart & Co.)、

表1 Bank of Chinaを取り巻く利害関係者

	Old Financial	Back Bay Co.	Bank of China	Bank of Bombay	Asiatic Bank
A. Grant	○				
R. Willis	○		○		
A. F. Wallace	○		○		
J. L. Scott	○				
S. L. Acland	○				
E. D. Sassoon	○				
C. J. Readymoney	○	○	○	○	○
M. H. Scott		○	○	○	○
Gavin Steel		○			○
W. R. Cassels		○	○		
Prechund Roychund		○			
R. Hannay			○	○	

Gavin Steel (Gray & Co.)、Walter R. Cassels (Peel Cassels & Co.)、ジヤイナ教徒金融ブローカーのPrechund Roychundといったボンベイ商人たちで構成された。ビジネス内容が異なる二社といえども、ボンベイ商業界を代表する極めて少数の有力商人たちによって設立された投機的企業であることがわかる。その上、彼らの関心はボンベイにとどまらずカルカッタにまで拡大し、Bengal Credit Mobilierという銀行とPort Canning Companyという土地開発会社が設立されたのである^⑩。

(表1)を示すように、Bank of Chinaの設立計画は、まさに投機熱を促進するボンベイ商人たちの東アジア事業であった。その臨時取締役会の構成員六名(一八六四年五月)の顔ぶれが、そのことを如実に物語る^⑪。この銀行計画の仕掛け人はOld Financialの関係者であった。まず注目できるのは、同時期のOld Financial取締役会議長に就いていたRichard Willisであろう。彼はボンベイ老舗商会Forbes & Co.のパートナーでもある。Findlay, Clark & Co.の共同経営者の一人であったA. F. Wallaceやパールシー系商人のCowasjee Jehangir^⑫、Richard Willisと同様の立場であった。Old FinancialとBack Bay Reclamation Co.の発起人であるCowasjee Jehangirがこの銀行の臨時取締役に参画しているならば、他のBack Bay Reclamation Co.の関係者もそれに絡むのは、ごく自然なことであった。事実、Bank of China臨時取締役会には、Back Bay Co.の議長でもあるRobert Hannay (Gray & Co.パートナー)が入っていた。彼はボンベイ商業会議所会頭(一八六二年―六三年)も務める有力者である。同様に、Walter R. CasselsもBack Bay Reclamation Co.の発起人であった。彼は一八六五年に帰国するが、それまでの二年間、ボンベイ政府の立法評議会構成員でもあった。彼をパートナーとするPeel Cassels & Co.は、ボンベイ輸出貿易を支配し、ボンベイ商業会議所の指導的立場にいたイギリス系有力商会の一つであった。最後に挙

げ、Michael H. Scott²⁾、Back Bay Reclamation Co.の発起人である。彼は、一八六一年時点でボンベイ最大の原綿輸出商會となっていた Ritchie Stewart & Co. (一八二〇年にはボンベイで営業) のシニア・パートナーとして活躍する有力商人であった。同商會は一八二〇年にはボンベイで営業を開始し、ボンベイ商業會議所の創設以来の老舗商會として発展していた。Scott自身、一八六一年—六二年にその會頭を務めていた。

彼らは、Old FinancialのBack Bay Reclamation Co.の關係者というだけではなく、その大半がボンベイ銀行の取締役の経験者あるいは在職者でもあった。一八六五年には総裁を務めるRobert Hannay (一八六二年、一八六五年)をはじめ、Covasjee Jehangir (一八五九年、一八六二年)、Richard Willis (一八五八年)、Michael H. Scott (一八六一年、一八六三年、一八六七年) がこれに該当する(表1を参照)。彼らの立場が反映するように、「the Bank of Chinaはベンガル・ボンベイ・マドラスの管区銀行と類似する立場を中国で占有するために計画された」という文言が、その設立趣意書に明記されている。このボンベイ銀行を含む管区銀行の歴史は、ベンガル銀行が東インド会社の出資によって特許株式銀行として創設された一八〇九年から始まり、ボンベイ銀行は一八四〇年、そしてマドラス銀行は一八四三年にそれぞれ設立された。管区銀行の大きな特徴は、国王特許状によって外国為替業務が禁止される一方で、東インド会社の支配領域で銀行券の発行が認められる唯一の株式銀行という点にあった。東インド会社の解散後、三つの管区銀行はインド政庁に紙幣の発行権を剥奪され、その特権的立場を失ってしまった。しかし、Bank of Chinaの計画者たちは、植民地政庁と密接な關係を構築して特権的な立場を有する管区銀行の「香港版」を目論んだのである。

さらに付言すれば、(表1)にも示したように、上述のMichael H.

ScottとCovasjee Jehangirは、一八六四年二月にすでにイギリス政府から国王特許状を付与されていたAsiatic Banking Co.というボンベイで設立された特許株式銀行の設立発起人でもあった。この銀行の興味深い特徴は、Covasjee Jehangirも取締役を務めるOld Financialの融資によって設立された点である。この銀行のもう一人の取締役であったGavin SteelはBank of China取締役ではなかったが、彼はOld Financialの発起人でもあり、かつ彼がパートナーを務めるGray & Co.はBank of Chinaに深く関わっている。彼らは、Asiatic Banking Co.のように本国政府から国王特許状を取得し、イギリスの一八六二年会社法のもとで登記される特許株式銀行の設立を目指したのである。

ところが、中国における株式配当の割合の少なさが、香港商業界からの強い反発を招いた。新規発行三万株のうち五千株が中国で準備されたのだが、その割合が本店を香港に置く銀行であるにしては不十分ではないかというのである。そこで、Bank of China臨時取締役會は香港の商人たちに手紙を書き、特に老舗商會であるDent & Co.の協力を大いに期待していた²⁾。

第二章 「香港上海銀行」の設立計画

一八六四年七月、P & O汽船会社の香港最高責任者であったThomas Sutherlandは、ボンベイでの新銀行計画を非公式に聞きつけた。Sutherlandは、香港の「アングロ・インディアン」銀行の支配に嫌悪感を示し、それに抵抗・挑戦するために香港商人による香港商人のための地元銀行を設立しようと目論んだ。彼は、それを「香港上海銀行 Hong Kong and Shanghai Banking Company」と名づけ、多くの香港商人の協力と関心をひきつけるためにその設立趣意書を公表したのであ

る。²²その内容は、あくまでも「地場」にこだわり、それまでの「アングロ・インディアン」銀行の立場とは一線を画すものであった。たとえば、設立趣意書の一部には、次のように書かれていた。

「中国の最も重要な場所に支店を配置したこの植民地（＝香港）の地方銀行の設立計画は、非常に長い間、考えられてきた。香港、そして中国と日本の開港場での地方貿易・外国貿易は、ここ数年間で、さらなる銀行機関の必要性を感じさせるほど、急速に拡大している。今現在、中国の諸銀行は本店をイングランドまたはインドに置く企業の単なる支店であり、かつそれらの諸国と中国間の為替取引を営むために設立されたものである。それらは、以前よりもはるかに広範で多様になった地方貿易の取引を満足させる立場にない。香港上海銀行はその不足分を提供し、インドの管区銀行またはオーストラリアの諸銀行のように、この植民地に関与する立場を担うであろう。」²³

たとえば（表2）で示すように、香港に來航する船舶の数は、一八四四年で五三八隻（約一九万トン）であったのが、一八六四年には四五五八隻（二〇〇万トン以上）に急増する。それらの出航地は、イギリス、インド、オーストラリア、北アメリカ、東南アジア、広東、そして中国沿岸部などである。²⁴自由港としての香港の繁栄と国際性を表しているよう。香港自体と同時に、開港後の中国と日本も新たな市場として期待された。たとえば、一八五〇年代末以降、上海の発展がそのことを反映す

表2 香港への入港船舶

年次	入港数	船舶トン数
1844	538隻	189,257トン
1847	694隻	229,465トン
1854	1100隻	443,354トン
1859	2179隻	1,164,640トン
1864	4558隻	2,000,000トン

（出典）Endacott, *A history of Hong Kong*, pp. 74-75, pp. 126-127

表3 香港上海銀行の臨時取締役会（1866年）

Francis Chomley	Dent & Co.、臨時委員会議長（初代社長）
Thomas Sutherland	P&O Steam Navigation Co.、副社長（1866年まで）
Robert Brand	Smith, Kennedy & Co.
George Francis Maclean	Lyall, Still & Co.
George Johann Helland	John Burd & Co.（ノルウェー商会）
Woldemar Nissen	Siemssen & Co.（ドイツ商会）
Waldemar Schmidt	Fletcher & Co.（ドイツ商会）
Albert Farley Heard	Augustine Heard & Co.（アメリカ商会）
Douglas Lapraik	造船業、中国沿岸の船舶業、香港の倉庫業
William Adamson	Borneo Company Ltd.
Rustomjee Dhunjeeshaw	P. F. Cama & Co.
Pallanjee Framjee	P. & A. Camajee & Co.
Arthur Sassoon	David Sassoon Sons & Co.

（出典）King, *The Hongkong Bank in late imperial China*, p. 54

る。欧米諸国との通商条約締結後の上海は、香港との関係を緊密化させると同時に、その影響力は揚子江流域の漢口にも波及し、また開港間もない横浜や神戸との新たな貿易関係も発展させていった。²⁵⁾

Sutherlandの提案によって、すぐに新銀行の暫定取締役会が設置された。それを示すのが(表3)である。その取締役会議長(のちに初代社長)には、Bank of China計画への対抗を意識するように、Dent & Co.のFrancis Chomleyが就いた。同商会は一八二四年に広東で創業したイギリス系の最老舗商会であり、一八四〇年代後半における中国沿岸部のアヘン貿易ではJ・M商会と並ぶ支配的立場にいた。²⁶⁾一八四〇年に広東で創業して中国茶・絹やマンチエスター製品を扱ってきたGilman & Co.のHenry Beverley Lemann、Smith, Kennedy & Co. (一八六六年破産)のRobert Brand、Lyall, Still & Co. (一八六六年破産)のGeorge Francis Macleanといった古くから中国で活動してきたイギリス商人も、新銀行の取締役に加わった。彼らのようなイギリス商人以外に、他の欧米系商人も新銀行の取締役に選出されている。たとえば、John Burd & Co. (トルウェー系)のGeorge Johann Helland、一八四六年に広東で創業したドイツ系商会Siemssen & Co.のWoldemar Nissen、ドイツ系商会Fletcher & Co. (一八六五年破産)のWaldemar Schmidt、アメリカ商会Augustine Heard & Co. (一八七五年破産)の中国経営パートナーAlbert Farley Heard²⁷⁾もある。とりわけAugustine Heard & Co.は、アメリカ商会のRussell & Co.を退職したAugustine Heardが一八三六年に広東で創業した老舗有力商会であった。²⁸⁾新銀行の取締役会は、香港商業界の特徴を示すように、実に国際色豊かであった。

香港の欧米系老舗商会の歴史は、一八世紀末の「広東貿易」時代にまでさかのぼることができる。周知のように、アヘン戦争以前における中国の対外貿易は広東に限定され、中国政府からの免許状をもつ少数の中

国商人(公行)が外国商人(イギリス東インド会社)と接触することのできた貿易体制であった。しかしその実態といえば、無許可の商人たちが簡単に入り込める「すき間」だらけであったといつてよい。そこに参入してきたのが、インドを起点とするアジア域内貿易の担い手である欧米系商人たちであった。彼らのビジネスは、実のところ、ロンドンやカルカッタの東インド商会群で構成される「アングロ・インディアン世界」から派生したものであり、その主要な収入源は、多かれ少なかれ、アヘン貿易であった。²⁹⁾そして、一八三三年に東インド会社の中国貿易独占の廃止以降、広東の外国商人の数は増加しつづけ、一八三七年までには、外国商社一八社、イギリス商人一五八名、アメリカ商人四四名、その他一一名の計二一三名が活動するようになっていた。³⁰⁾Dent & Co.、J・M商会、Russell & Co.、Augustine Heard & Co.の創業や諸活動も、³¹⁾とを辿れば、「アングロ・インディアン」世界内で始められたといえるであろう。

それらのような広東貿易時代からの老舗商会からみれば、Sutherland、Douglas Lapraik、さらにはWilliam Adansonは香港商業界の新参者の部類に入ろう。P&O汽船会社は、香港まで航路を拡張することに成功した一八四五年以降、香港商業界で大きな影響力を振るってきた。Thomas Sutherlandは、新銀行の計画では一八六六年まで取締役会副議長を務めた。彼は一八六三年に設立したHong Kong & Whampoa Dock Companyの初代社長でもあって、香港の船舶・造船業の発展に大きな貢献をしていた。そして一八六五年には、後述するJ・M商会のJames Whittallとともに、香港立法評議会の民間代表メンバーにも選出されることになる。Sutherlandの親友であったDouglas Lapraikも造船業や中国沿岸の船舶業で身を立て、多くの香港倉庫会社やHong Kong Hotel Company (一八六六年創業)の創設者として香港有力商人の一人

に数えられる。William Adamsonはシンガポールを拠点とするBorneo Company Ltd. (一八五一年シンガポールで創業。もともとは一八四二年創業のW. R. Paterson & Co.)^⑧の支配人で、長期にわたってシンガポールやシヤムで勤務してきた。彼の参画は香港—シンガポール関係の密接さを示すもので、極めて興味深い。香港上海銀行の将来的動向は、この香港—シンガポール関係の影響を大きく受けることになるのである。

香港の商業的發展は、たとえば香港への大量流入による中国人人口の急増をはじめ、中国・日本・タイにおける貿易港の開放、アヘンの合法化などが主たる諸要因となっていたと考えられる。とりわけ香港の繁栄は、海外の中国人移民社会の需要に対応した中継貿易の成長によるところ大であった。中国人たちは自由移民または年季契約労働を含めて、おもに北アメリカ、オーストラリア、そして東南アジアへ移動した。彼らは中国独自の生活様式に固執しながら、中国とのつながりを保持しようとした。特にシンガポールは香港からの中国人労働者の集散地となっていた。両自由港は中国人移民ネットワークの交差点として位置づけられ、さらにそれに付随したモノ・カネ・情報ネットワークを通して東アジア世界と東南アジア世界との連携を強化させる機能をもったといえる。濱下武志も指摘するように、香港上海銀行は、「東南アジアにおいては華僑商人あるいは印僑商人などが歴史的に築いてきた居住地区や交易拠点に、必ず支店を出して」^⑨いたのである。

前述した新銀行の臨時取締役会は、決して欧米系商人のみで構成されていたわけではなく、ボンベイと強く結びついた有力なパールシー商人も加わっていた。P. F. Cama & Co.のパートナー Rustumjee DhunjeeshawとP. & A. Camajee & Co.のパートナー Pallanjee Franjeeの二人である。両商会はインド貿易でJ・M商会のライバルでもあった。彼らパールシー商人のほかに、Arthur Sassoonというユダ

ヤ商人も加わっていた。彼はボンベイやカルカッタに拠点をおく有名なユダヤ系商家のDavid Sassoon Sons & Co.の一員である。同商会も、インド貿易、特にアヘン貿易でJ・M商会とはライバル関係にあった。Sassoon一族はP&O汽船会社の大口顧客であった関係から、香港の新銀行の設立にかなり投資することになる。したがって、Arthur Sassoonの参画は、インド・中国貿易の金融(特にアヘン輸出金融)での香港上海銀行の役割を決定づけたといわれている^⑩。

第三章 よちよち歩きの香港上海銀行

1 香港での賛否両論

一八六四年一〇月末、Bank of Chinaの代表 Neale Porterが香港商人の協力を得るために香港を訪問した。しかしボンベイでの楽観的な見通しとは裏腹に、香港の反応は実に冷ややかであった。P & O汽船会社を中心に香港上海銀行の創設計画が進められていたと同時に、それに参画しなかったJ・M商会もボンベイの銀行計画にはあまり興味を示さなかったからである。Bank of China側は競争相手の香港上海銀行に合併を提案したが、断固拒否された^⑪。これ以降、両者はイギリス政府との交渉に入り、法人化のための特許状獲得の競争となった。結論をいえば、Bank of Chinaはボンベイでの金融恐慌(一八六六年—六七年)の影響もあって、一八六六年一月に破綻することになる。

一八六四年一二月二三日、香港上海銀行の暫定取締役会(議長はFrancis Chomley)は、香港総督のSir Hercules Robinson(在任一八五九年—六五年)に、特許状あるいは法人条例で認められる特権を取得した

いとの請願書を送った^③。香港上海銀行は資本金五〇〇万香港ドル（二万株の発行）で設立され、その半額の払い込みを業務開始前の三ヶ月以内に完了するように計画された。その株主の構成は、数名の例外（ただし貿易関係者）を除いて、香港・中国・日本の在住者で占められたというのである。それゆえに、それら地域のほとんどすべての商会と諸個人は当銀行に関心をもっているであろうと、銀行取締役会は訴えた。その際、植民地銀行規制に沿いつつも次の条項の免除が申請された。それはすなわち、特許状の発行日付から二年以内の資本全額払込の厳守、ならびに株主の倍額責任に関する二つの条項であった。特に後者は香港ビジネスの現状から修正される必要がある、前者にしても決して不可能ではないがその強制的義務は不都合と損失を伴うと考えられた。ともあれ、この銀行の創設が香港の繁栄に関心のある多くの人びとにとって大きな恩恵であると見なされていると、香港上海銀行からの請願書はしめくくられた。

同年一二月末、総督Robinsonは本国の植民地省秘書官のEdward Cardwellに上記の申請を伝えた^④。この場合、Robinsonは香港の法人条例による地方銀行の法人化を選択し、本国政府に推薦した。前述したように、香港には銀行券の発行や銀行の設立に関する法的規制はなかったにもかかわらず、香港上海銀行の株主はあくまでも法人組織を宣言し、その銀行券の香港財務局での取り扱いが香港政庁によって承認されることを切望しているという状況も伝えられた。払込期限と倍額責任の条項の免除要求が含まれていたとはいえ、Robinsonはこの銀行計画を強く支持し、それが香港のみならず中国や日本の外国商人社会からの熱烈な支援を得ていたと報告している。Robinsonの在任期間はまさに香港の発展途上期とされ、香港鑄造所の創設のような香港商業界にとって重要な諸改革が、積極的な経済・社会政策を提案するRobinsonによって行なわれていた^⑤。そのなかに香港法人条例の制定も含まれよう。

この香港上海銀行の法人化問題は、香港法人条例の制定という別個の問題と深く連動した。一八六四年七月、香港商業会議所（一八六一年に創設）は香港政庁に対して、株主の有限責任制に基づく法人の設立を可能にする法令の制定を請願した^⑥。香港政庁はそれを受けて、「一八六四年有限会社条例」なる条例案を作成することになった。しかし九月、香港立法評議会はその条例案の破棄を決定した。これに対して、香港商業会議所は商業界全体の見解として強く抗議し、Dent & Co.を筆頭とする五〇社の署名を添えて再び法人条例の制定を請願した。この請願者たちが強調した点は、現時点で個人または商会には開放されていない事業の促進によって植民地全般を繁栄させる手段としての法人条例の必要性にあった。この請願には、P&O汽船会社のSutherlandやDouglas Lapraikをはじめとする香港上海銀行暫定取締役会メンバー全員が含まれていたが、興味深いことには、J・M商会とRussell & Co.は賛同しなかった。これと同時に、上記の署名者を含む香港在住者九九名も法人条例の制定を切望して、署名付きの請願書を香港政庁に送った^⑦。欧米系商人のほかにも、インド商人、中国商人、ユダヤ商人、アラブ商人等、香港を基盤にするアジア商人たちもこの請願書に署名をしているが、やはりこれにもJ・M商会とRussell & Co.の署名はない。

香港商業界のほぼ満場一致の要望にこたえて、香港総督のRobinsonは立法評議会に再び法人条例案を提出した。一八六五年三月四日、評議会での投票の結果、その法案は多数の賛同を得、結果的には「一八六五年法人条例 Ordinance No. 1 of 1865」となって制定された。そして、香港政庁は法人条例の制定を本国の植民地省に報告し、それに対する植民地大臣の承認と確認を求めたのである^⑧。香港上海銀行の出発はこの条例のもとで登記された時から始まる。

しかし、一貫して香港法人条例の制定への反対論を訴え続けたのが、

立法評議会民間メンバーであったJ・M商會代表のJames Whittallであった^④。彼はまず、同じ立法評議会メンバーのChomley (Dent & Co.)への不信感をあらわにする。Whittallによると、彼は当初法人条例案には反対の立場であったが、香港住民の多数派に単に迎合するために賛成の側に鞍替えしただけで、当該条例が香港に利益をもたらすという信念に基づいて行動したわけではないというのである。Whittallはさらに法人条例の必要性に言及する。香港商業會議所による香港総督への請願書はその最も重要なメンバーのすべてによって署名されているわけではない事実から、それが會議所内の満場一致の見解ではないことを表していると主張される。それゆえに、香港において有限会社原理が普遍的に望まれていると考えるのは間違いであり、Whittallの見解では、香港商業界はそれをまったく必要としないと結論づけられている。法人条例の制定は土地や他の事業への無謀な投機を助長するだけであり、それはすでに上海で経験しているというのである。

一八六五年三月末、香港政庁秘書官のWm. Thomas MercerはこのWhittallの論点を整理して、本国の植民地省に報告した^⑤。Mercerは香港立法評議会が彼の見解に同意することを信じて、たとえば請願書の署名者数は法人条例の制定に好意的な世論の存在を示していると主張し、Whittallの見解を徹底的に批判した。この香港政庁からの書簡を受けとった植民地省は、香港法人条例の制定について大蔵省と枢密院通商委員会に報告した^⑥。

2 香港上海銀行法人条例

植民地銀行の法人化に関しては、枢密院通商委員会が申請の窓口となつて、大蔵省が特許状条項の詳細を決定するというのが通例の手続きとなつていた^④。一八六五年三月一日、香港政庁からの依頼（前年一二月末

を受けた植民地省は、香港で設立される地方銀行の暫定取締役会からの法人条例の申請書の写しを大蔵省に提出した^⑤。香港上海銀行は前述の「一八六五年法人条例」で登記されたが、あくまでもそれ独自に制定された条例での法人化を望んでいた。

さらに香港上海銀行は、銀行券の発行についての書簡を香港政庁に送った^⑥。銀行側の申し入れは、税金の支払い等の必要から、その銀行券が香港財務局あるいは別の政庁機関で受領されることであつた。その場合、銀行は紙幣流通量に比例したブリオンの保有を準備し、紙幣発行と現金準備の定期報告書を提出することを約束した。香港政庁のMercerはその書簡を植民地省のCardwell宛に送った^⑦。その際、香港上海銀行はすでに一八六五年法人条例で登記され、香港の社会構成員が株主であるがゆえに世論の信用を得てきたことが指摘された。そうした状況を考慮したならば、銀行券の発行を承認できるであろうと、Mercerは植民地省に訴えた。植民地省はこれを了承し、その旨を大蔵省に伝えた^⑧。

大蔵省は、資本金の払込期間の修正を認めるなど、「香港上海銀行の法人化条例」の制定に基本的には異議はないと考えていた^⑨。大蔵省はこの進行中の銀行設立に強い関心を示し、極めて好意的に対応したのである。植民地金融問題を監督する役割を担っているという自負もさることながら、一八二五年枢密院勅令以来のその一貫した金融戦略、すなわちイギリス帝国全体に金本位制を導入することが大蔵省の目標になっていたからである。大蔵省は、特許銀行の発券業務がロンドンから遠く離れた植民地での紙幣流通にとつて最適かつ確実な手段として考え、特に一八五〇年代初めから特許株式銀行の設立やそのビジネスの拡大を大いに歓迎・支援してきたのである^⑩。ただし大蔵省は、香港上海銀行が申し出た株主の倍額責任条項の免除だけでは反対で、香港の地方銀行といえども例外は認められないというものであつた。つまり、香港で設立される

すべての銀行機関は、別の一般的法人条例あるいは個々に適用される特別条例に基づいて法人化されるべきというのである⁵⁴⁾。これを受けて、香港政庁はすべての銀行をこの条例の対象から除外する必要性を認識し、「一八六五年法人条例」の見直しに着手し、香港上海銀行のための特別条例の制定を検討した。

一八六六年三月七日、香港政庁は、前日の香港立法評議会での議を経て、銀行業を対象外とする「一八六六年香港法人条例 Ordinance No. 3 of 1866」を制定したことを、植民地省に報告した。香港立法評議会の見解は満場一致であったとされるが、このときWhitallはビジネスを理由に欠席していた。植民地省は香港の新条例について枢密院通商委員会に伝え、後者もそれを承認した⁵⁵⁾。これと同時に、香港上海銀行の特別条例に関する調整がイギリス政府（植民地省、大蔵省、枢密院通商委員会）と香港政庁との間で行なわれた。そしてついに、八月一四日、「香港上海銀行法人条例 Ordinance No. 5 of 1866」が制定された。香港政庁はすぐに植民地省に報告し、一〇月三十一日、植民地省から大蔵省に最終的に伝えられた。ここに香港特別条例によって法人化された「香港上海銀行 Hong Kong and Shanghai Banking Corporation」が誕生した。

大蔵省はこの銀行条例の内容確認にはまったく意義はなかったが、銀行券を発行する支店の設立に関して若干の修正が必要であることを指摘した⁵⁶⁾。端的にいえば、香港政庁の統治範囲外にあるインド問題で、付与された条例のもとでは、香港上海銀行がインド政庁の支配領域で支店を設けることは認められないというのである。香港条例の適応範囲はあくまでも香港のみであって、それ以外での支店と出張所の設立は、大蔵省が決めた諸条件と同様に、それぞれの地域の法律や政府に従わなければならないなかった。とりわけ英領インドでは、銀行券を発行する銀行機関に対する法的規制は厳格であり、東インド会社支配時代以来、管区銀行以

外の株式銀行がインド政庁から発券業務の認可を得るのは困難を極めた。この時点での管区銀行でさえも、インド政庁によって銀行券の発行を禁じられていたのである。英領インドは、送金・預金・為替の業務のみを行なう「出張所」の開設が、インド政庁への申請とその承認によって唯一認められる特異なビジネス・フィールドなのであった。

香港上海銀行にとってボンベイとカルカッタでの「出張所」の開設は、上海、漢口、福州、横浜で開設される「支店」と同様に、銀行全体の繁栄にとって必要な条件であった。こうして、一八六七年一月末、銀行取締役会は大蔵省の決定を遵守し、その条例の修正に応じる意思をもって、ことを示した請願書を香港政庁に提出し、それは植民地省を通じて大蔵省に送られた⁵⁷⁾。最終的に、香港上海銀行のカルカッタ進出は一八六八年三月、ボンベイ出張所の開設は一八六九年七月になってのことであった。

第四章 おわりに

香港上海銀行の創設計画を立案し主導したのは、アジアの交通革命を先導するP & O汽船会社、東南アジア貿易で繁栄するBorneo Company、アヘン・ネットワークを構築するSassoon一族等の代表者たち、すなわち自由港としての香港をまさに東アジアの国際貿易・金融センターに変えていった新時代の立役者たちであった。彼らは、Dent & Co.のような香港商業界で支配的な「老練な中国通の人びと」と協力して香港上海銀行を立ち上げた。そしてこの新銀行は、香港政庁（特に総督Robinson）の支援と大蔵省の高い関心のもとで創設されることになった。

本論でも指摘したように、その新銀行の計画にはJ・M商会とRussell & Co.という二大老舗商会が参画していなかった。それはなぜか。理由として一般的には、為替業務をめぐる両商会と香港上海銀行（Dent

Co.やSassoon一族等)との利害対立と考えられてきた。^①最近では、石井摩耶子が、J・M商会が新銀行の必要性を感じていなかったのはいか、あるいはそれが中心となって中国商人と協力して別銀行の創設を考えていたのではないかと推測する。^②ほかの理由としては、香港法人条例の制定に対するWhitallの反対論からもわかるように、「株式会社」が無謀な投機を誘発することを恐れていたのではないかと思われる。さらにJ・M商会は、アヘン貿易を通して古くからボンベイのRemington & Co.やJansetjee Jejeebhoyと親密な取引関係を築いていた。特にRemington & Co.はBank of Chinaの大株主であった。Whitallはこの香港—ボンベイ関係の保全に注意を払い、香港上海銀行の創設に加わらなかったとも考えられる。いずれにせよ、香港上海銀行の創設という興味深い出来事は、香港の「老練な中国通の人びと」内部での主導権争いを強く反映していたと思われる。

しかし、香港の「老練な中国通の人びと」の世界で共通した特徴は、脱「アングロ・インディアン」世界の意識が非常に根強かったことであろう。香港にあった株式銀行は、本店をロンドンにおきながらもインドを営業拠点にした「アングロ・インディアン」銀行であった。そのうえで、「コットン熱」と「株式熱」に沸く野心的なボンベイ商人・投資家たちは、香港における銀行経営や香港商人が提供するビジネスからの莫大な利益をあまりに強く期待したがゆえに、逆に香港商人たちの反発と反動を生み出したのである。彼らにとっては、これはいわば「ボンベイの衝撃」という外圧となり、その反応として香港上海銀行の創設を動機づける一大要因であった。ボンベイとの太いパイプをもつJ・M商会でさえも、Bank of Chinaの創設を計画するボンベイ商業利害からの協力を拒んだのである。これはすなわち、帝国周辺部間の相互作用を示す注目すべき事例と考えられるであろう。

中国の欧米商人たちはそもそも広東貿易時代のインドを拠点とする「アングロ・インディアン」世界から派生して成長したが、一八五〇年代以降、その拠点が香港や上海に移るとともに彼らの意識も大きく変わった。彼らはインドとの関係を切らずに、脱「アングロ・インディアン」世界を実現しようと考えたのである。そうした自律的意識は、特に香港の商業的發展、より広義にいえば、東アジア地域間貿易の急激な発展を振り所としたと思われる。香港経済の地理的範囲は中国人ネットワークを基盤にして東アジア世界と東南アジア世界を連結するように広がり、それを基盤にして「老練な中国通の人びと」の帝国が構築されていったと思われる。香港上海銀行の初期活動もその範囲内で想定されたといえよう。

注

- ① ジュール・ヴェルヌ(鈴木啓二訳)『八十日間世界一周』岩波書店、二〇〇一年。
- ② Nathan A. Pelevitz, *Old China Hands and the Foreign Office*, New York, 1948.
- ③ Maggie Keswick ed., *The thistle and the jade, a celebration of 150 years of Jardine, Matheson & Co.*, London, 1982; John King Fairbank, *Trade and diplomacy on the China Coast: the opening of the treaty ports, 1842-1854*, Cambridge, Mass., 1953; Edward Le Fevour, *Western enterprise in late Ching China: a selective survey of Jardine, Matheson and Company's operations, 1842-1895*, Cambridge, Mass., 1968; W. E. Cheong, *Mandarins and merchants: Jardine, Matheson & Co., a China agency of the early nineteenth century*, London, 1979; Alain Le Pichon ed., *China trade and empire: Jardine, Matheson & Co. and the origins of British rule in Hong Kong, 1827-1843*, Oxford, 2006; 石井摩耶子『近代中国といギリス資本—19世紀後半のジャーディン・マセソン商会を中心に—』東京大学出版会、一九九八年。
- ④ Michael Greenberg, *British trade and the opening of China, 1800-*

42, Cambridge, 1951.

- ⑤ Maurice Collis, *Wayfoong : The Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, London, 1965; Frank H. H. King, with Catherine E. King and David J.S. King, *History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, 4 vols., Cambridge, 1987-1991; 西村閑也「香港上海銀行の行内資金循環」一九二三年』『経営志林』（法政大学経営学会）三〇—（一九九三年）一—二六頁；安富歩「香港上海銀行の資金構造」一九一三年—一九四一年』『アジア経済』四四—一〇（二〇〇三年）一七—五四頁。
- ⑥ A. S. J. Baster, “The Origins of the British Exchange Banks in China”, *Economic History: a supplement to the Economic Journal* 3 (1934), pp. 140-151. 北林雅史「香港上海銀行の設立とその初期活動——八六六年恐慌前後——」『商学論纂』二二—三（一九八一年）一六三—一九四頁；立脇和夫『HSBCの挑戦』蒼天社出版、二〇〇六年。
- ⑦ 濱下武志『香港—アジアのネットワーク都市』筑摩書房、一九九六年、二六頁。
- ⑧ 杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、一九九六年、三八—二頁。
- ⑨ 石井『近代中国といギリス資本』一三頁。
- ⑩ P. J. Cain and A. G. Hopkins, *British imperialism 1688-2000, Second Edition*, Harlow, 2001（初版訳は、竹内幸雄・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ 創生と膨張 一六八八—一九一四』名古屋大学出版会、一九九七年、および木畑洋一・旦祐介訳『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ 危機と解体 一九一四—一九九〇』名古屋大学出版会、一九九七年）。
- ⑪ ケイン、ホプキンス『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ』二八七—八九頁
- ⑫ J. Forbes Munro, *Maritime enterprise and empire: Sir William Mackinnon and his business network, 1823-93*, Woodbridge, 2003.
- ⑬ Carl Bridge and Kent Fedorovich eds., *The British World: Diaspora, culture and identity*, London, 2003; Kathleen Wilson ed., *A new imperial history: culture, identity and modernity in Britain and the Empire, 1660-1840*, Cambridge, 2004.
- ⑭ P. J. Marshall, “British Society in India under the East India Company”, *Modern Asian Studies* 31 (1997), pp. 89-108; P. J. Marshall, “The White Town of Calcutta under the Rule of the East India Company”, *Modern Asian Studies* 34 (2000), pp. 307-331. 上海に關して Robert Bickers, “Shanghaianders: The Formation and Identity of the British Settler Community in Shanghai, 1843-1937”, *Past and Present*, 159 (1998), pp. 161-211; Robert Bickers, *Britain in China: community, culture and colonialism, 1900-1949*, Manchester, 1999 年 8 月。
- ⑮ Frank H. H. King, “The Bank of China is dead”, *Journal of oriental studies* 7 (1969), p. 40.
- ⑯ Christine E. Dobbin, *Urban leadership in Western India: politics and communities in Bombay city, 1840-1885*, Glasgow, 1972, p. 18.
- ⑰ 川村朋貴「東インド会社解散以前のイースタンバンク問題（一八四七—一八五七年）」『社会経済史学』七一—二（二〇〇五年）を参照されたこと。
- ⑱ ホンコンの「ロケット熱」や「株式熱」に關して Radhe Shyam Rungta, *The rise of business corporations in India, 1851-1900*, London, 1970, Ch. 5; Raymond J. F. Sullivan, *One hundred years of Bombay: history of the Bombay Chamber of Commerce, 1836-1936*, Bombay, 1937, pp. 68-77 詳細のこと。
- ⑲ Amiya Kumar Bagchi, *Diversity and regrouping, 1860-1876 (The evolution of the State Bank of India : the roots, 1806-1876, Part 2)*, 1987, Bombay and New York, pp. 207-209.
- ⑳ King, “Bank of China”, p. 47.
- ㉑ King, “Bank of China”, pp. 48-49.
- ㉒ Frank H. H. King, with Catherine E. King and David J.S. King, *The Hongkong Bank in late imperial China 1864-1902 : on an even keel (History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation, vol. 1)*,

- Cambridge, 1987, pp. 47-48.
- ②③ Collis, *Wayfoong*, p. 225.
- ②④ G. B. Endacott, *A history of Hong Kong*, London, 1958, pp. 74-75, pp. 126-127.
- ②⑤ J. W. Maclellan, "Banking in India and China", *Banker's Magazine*, vol. 55 (1893), p. 217.
- ②⑥ Colin N. Crisswell, *The Taipans: Hong Kong's merchant princes*, Hong Kong, 1981, Part 1.
- ②⑦ Stephen Chapman Lockwood, *Augustine Heard and Company, 1858-1862: American merchants in China*, Cambridge, Mass., 1971.
- ②⑧ Greenberg, *British trade and the opening of China*, pp. 34-40.
- ②⑨ Yen-ping Hao, *The commercial revolution in nineteenth-century China: the rise of Sino-Western mercantile capitalism*, Berkeley, 1986, p. 33.
- ②⑩ Singapore International Chamber of Commerce, *From early days*, Singapore, 1979, pp. 52-53.
- ②⑪ 銀行『概観』 11頁。
- ②⑫ King, *The Hongkong Bank in late imperial China*, pp. 55-56.
- ②⑬ King, "Bank of China", pp. 53-55.
- ②⑭ National Archives (NA), CO 129/101, no. 199, pp. 237-241, Hongkong Bank to Colonial Secretary, Hong Kong, 23rd Dec. 1864.
- ②⑮ NA, CO 129/101, no. 99, pp. 233-236, H. Robinson to E. Cardwell, 29th Dec. 1864.
- ②⑯ Endacott, *A history of Hong Kong*, pp. 105-120.
- ②⑰ NA, CO 129/104, no. 38, pp. 272-273, Hong Kong General Chamber of Commerce to Colonial Secretary, Hong Kong, 18th July 1864.
- ②⑱ NA, CO 129/104, no. 38, p. 274, Hong Kong General Chamber of Commerce to H. Robinson, 2nd Sep. 1864.
- ②⑳ NA, CO 129/104, no. 38, p. 275, Memorial of Hong Kong Residents to Robinson, (undated).
- ㉑ NA, CO 129/104, no. 38, pp. 260-264, Robinson to Cardwell, 10th March 1865.
- ㉒ NA, CO 129/104, no. 19, Protest against the "Companies Ordinance" by James Whittall, 11th March 1865.
- ㉓ NA, CO 129/104, no. 19, pp. 389-393, Mercer to Cardwell, 30th Mar. 1865.
- ㉔ NA, CO 129/104, no. 39, pp. 276-277, Colonial Office to Treasury, 31st May 1865; NA, CO 129/104, no. 39, pp. 277-278, Colonial Office to Board of Trade, 31st May 1865.
- ㉕ 詳くは、川村「東インド会社解散以前のイースタンバンク問題」及び川村朋貴「東インド会社イースタンバンク—Bank of Asiaの設立と画々の失敗（一八四〇年—一八四二年）」『西洋史学』第110号（二〇〇二年）「一—三頁」を参照せよ。
- ㉖ NA, CO 129/101, no. 199, p. 246, Colonial Office to Treasury, 1st Mar. 1865.
- ㉗ NA, CO 129/106, no. 121, pp. 79-80, N. Kresser, Manager, HSBC, to Mercer, 26th May 1865.
- ㉘ NA, CO 129/106, no. 121, pp. 77-78, Mercer to Cardwell, 10th Aug. 1865.
- ㉙ NA, CO 129/106, no. 121, p. 82, Colonial Office to Treasury, 16th Oct. 1865.
- ㉚ NA, CO 129/108, no. 305, pp. 305-306, Treasury to Colonial Office, 19th April 1865.
- ㉛ H. A. Shannon, "Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard", *IMF staff papers*, vol. 1 (1950-51), pp. 334-354; W. E. Nelson, "The Gold Standard in Mauritius and the Straits Settlements between 1850 and 1914", *Journal of imperial and commonwealth history*, 16-1 (1987), p. 49.
- ㉜ NA, CO 129/108, no. 305, pp. 355-356, Treasury to Colonial Office, 1st Nov. 1865.
- ㉝ NA, CO 129/108, no. 305, pp. 357-358, Hong Kong Government to Colonial Office, 11th Oct. 1865.

- ⑳ NA, CO 129/112, no. 49, pp. 14-15, Mercer to Cardwell, 7th Mar. 1866.
- ㉑ NA, CO 129/112, no. 49, p. 17, Colonial Office to Board of Trade, 12th May 1866.
- ㉒ NA, CO 129/118, no. 3922 (Hong Kong), pp. 220-221, Treasury to Colonial Office, 20th Apr. 1866; NA, CO 129/118, no. 3922 (Hong Kong), p. 222, Colonial Office to Hong Kong Government, 26th Apr. 1866; NA, CO 129/118, no. 5069 (Hong Kong), p. 145, Board of Trade to Colonial Office, 23rd May 1866; NA, CO 129/118, no. 5069 (Hong Kong), p. 146, Colonial Office to Hong Kong Government, 1st June 1866.
- ㉓ NA, CO 129/114, no. 100, pp. 333-335, Hong Kong Government to Colonial Office, 24th Aug. 1866.
- ㉔ NA, CO 129/114, no. 100, p. 338, Colonial Office to Treasury, 31st Oct. 1866.
- ㉕ NA, CO 129/118, no. 10928 (Hong Kong), pp. 351-352, Treasury to Colonial Office, 16th Nov. 1866.
- ㉖ 川村朋貴「イギリス帝国下のイースタン・バンク問題（一八五三年—一八六七年）—英領インドから海峡植民地へ」脇村孝平・籠谷直人編著『帝国のなかのアジア・ネットワーク—「長期の一九世紀アジア」』世界思想社、二〇〇八年五月（予定）。
- ㉗ NA, CO 129/120, no. 205, pp. 283-284, Hongkong Bank to Hong Kong Government, 31st Jan. 1867; NA, CO 129/120, no. 205, pp. 276-277, Hong Kong Government to Colonial Office, 31st Jan. 1867; NA, CO 129/120, no. 205, p. 278, Colonial Office to Treasury, 30th Mar. 1867.
- ㉘ King, *The Hongkong Bank in Late Imperial China*, p.56.
- ㉙ 石井『近代中国といギリス資本』一四四頁。
- * 本稿は、二〇〇七年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

（富山大学人文学部准教授）